



越谷市都市計画 マスタープラン [概要版]

越 谷 市

KOSHIGAYA CITY

令和3年(2021年)3月

序章

都市計画マスタープランとは

(1) 目的



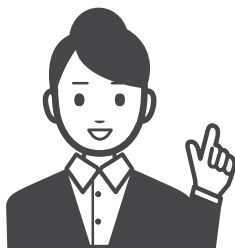
越谷市都市計画マスタープランは、これからの越谷市が目指す都市づくりの基本的な考え方を示す計画です。

市民、事業者、行政など、多様な主体が都市づくりに『参加』し、様々な立場や役割を活かしながら『協働』により取り組み、都市づくりを共に考え『共有』するために策定しています。

多様な主体による都市づくり



(2) 役割



越谷市都市計画マスタープランは、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）として主に次のような役割を担っています。

1 都市の将来像

長期的な視点のもと、本市が目指す都市の将来像を明確にし、その実現に向けた都市づくりの方針や地区づくりの方針を示します。

2 都市計画の指針

都市の将来像の実現に向けて、土地利用や都市施設などの都市計画の決定・変更の際の指針となります。

3 都市づくりを進める際の上位計画

都市づくりに関する様々な施策や事業を進めていく際の上位計画となります。

4 協働の都市づくりの道筋

市民、事業者、行政など、多様な主体が都市づくりに参加し、協働による都市づくりを進めるための道筋となります。

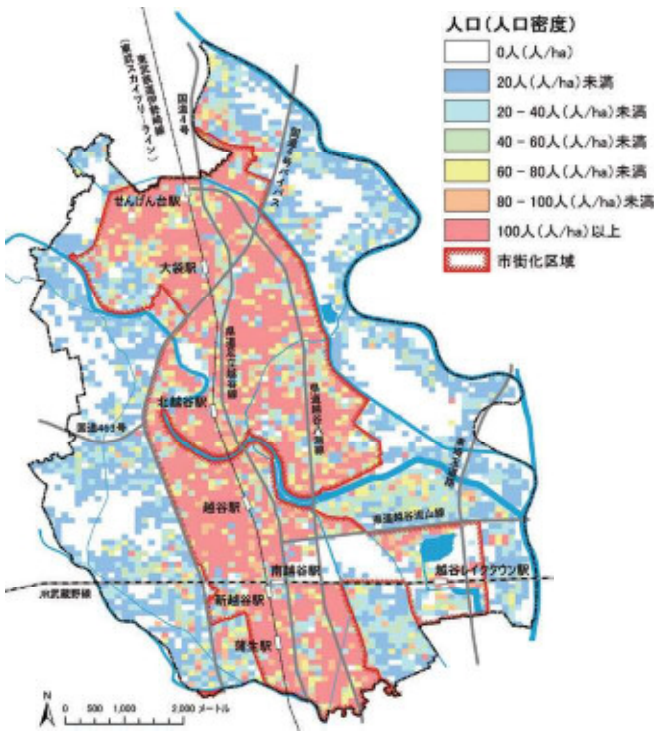
第1章 現況と課題



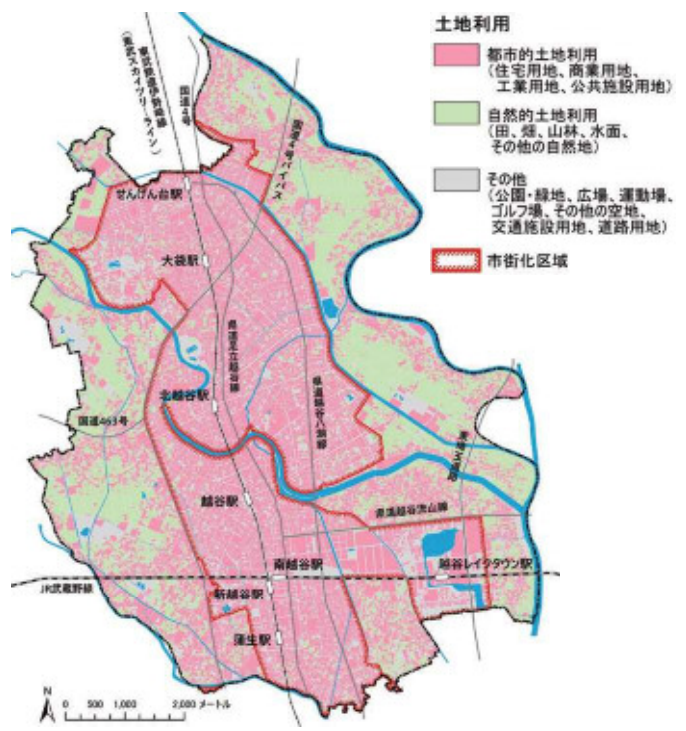
本市を取り巻く現況などを分析し、全国的な都市づくりの潮流を踏まえながら、これからの都市づくりの主要課題を整理しています。

(1) 現況

■人口分布(100mメッシュ) (平成27年(2015年)現在)



■土地利用図 (平成27年(2015年)現在)



(2) 都市づくりの主要課題

都市構造

- ☑集約と連携による都市構造の構築
- ☑市民生活を支える都市機能の維持・充実
- ☑歩いて暮らせる都市づくりの推進
- ☑協働による都市づくりの推進

土地利用

- 居住環境の“質”の向上**
- ☑空き家・空き地の対策
 - ☑暮らしやすい居住環境の維持・向上
 - ☑居住環境の改善

- 都市活力を創出する土地利用の誘導**
- ☑拠点のにぎわいと魅力の創出
 - ☑都市の活力向上に資する土地利用の展開

- 市街化調整区域での適正な土地利用とコミュニティの維持**
- ☑無秩序な市街地拡大の抑制
 - ☑優良な農地の保全・活用
 - ☑既存集落におけるコミュニティの維持

交通環境

- 利便性の高い道路網の形成**
- ☑移動しやすい道路網の確保
 - ☑計画的な道路整備と維持管理
 - ☑誰もが安全で円滑に利用できる道路環境づくり

- 持続可能な公共交通網の構築**
- ☑公共交通の維持・充実
 - ☑交通結節点の機能強化の推進
 - ☑公共交通の利用促進

- 環境に配慮した都市づくり**
- ☑自然との共生

都市環境

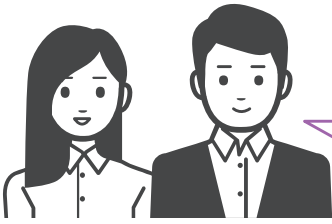
- 地域資源を活かした魅力づくり**
- ☑来訪者を呼び込む都市づくり
 - ☑地域資源を活かした景観形成

- 公共施設及び都市施設の最適化**
- ☑生活を支える施設の老朽化への対応
 - ☑公共施設の計画的な管理

- 安全・安心な都市づくり**
- ☑災害に強い都市づくり
 - ☑協働による取組の推進

第2章 目指す都市の姿

(1) 都市の将来像



これまでの都市づくりを継承しながら、更なる充実を目指し、将来にわたって成長していくことができるよう、“都市の持続可能性”を念頭とした4つの『都市づくりの視点』のもと、それらを包括する2つの『都市の将来像』を掲げます。

また、都市づくりとの関係性が深いSDGsのゴールを「都市の将来像」と結びつけ、“都市の持続可能性”を確保した、総合的な都市づくりに取り組むものとします。

■都市づくりの視点と都市の将来像

都市づくりの視点

持続可能性



人と環境にやさしい 暮らしやすい都市



- 都市機能の集積や交通などのネットワークの充実を進めることで、高い生活利便性を有した、誰にとっても暮らしやすい都市を目指します。
- 水と緑の保全・活用を図りながら、人と自然が共生し、災害に強い都市づくりを進めることで、安全で安心な自然と調和した都市を目指します。

活力とにぎわいに満ちた 魅力あふれる都市

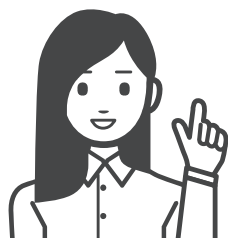


- 人やモノが集まり、にぎわいと交流を創出する拠点づくりを進めることで、都市の魅力向上と経済活性化を促進し、市民が誇れる都市を目指します。
- 自然環境や歴史ある文化資源などの地域特性を活かした都市づくりを進めることで、新たな産業や観光などの地域資源が生まれ、多様な人々が集まる活気ある都市を目指します。

都市の将来像

「第5次越谷市総合振興計画」の将来像の実現へ

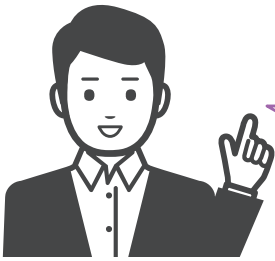
(2) 将来都市構造



将来都市構造は、本市の特徴・課題や将来像を踏まえ、将来あるべき「都市の骨格」となるイメージを明らかにするものです。

本市では、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの観点から、それぞれの役割を明確にし、「集約連携型都市構造」の実現に向けた将来都市構造を定めています。

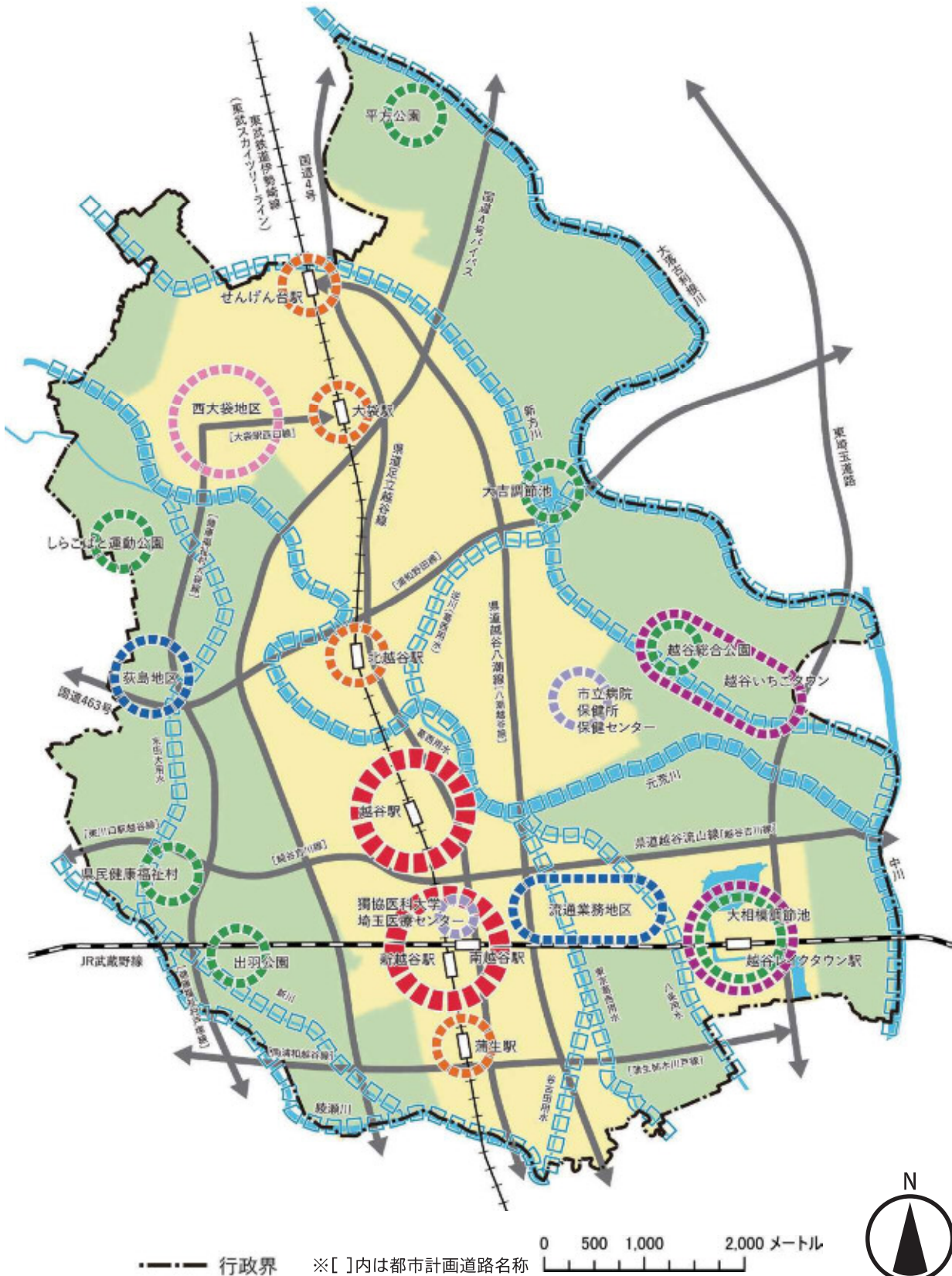
	名称	役割
拠点	都市拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 行政機能や文化機能、商業・業務機能、医療・福祉・子育て支援機能、交通機能など、多様な都市機能が集積する都市の顔となる拠点。 対象 越谷駅、新越谷駅・南越谷駅周辺。
	生活拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活を支える商業・業務機能、医療・福祉・子育て支援機能、交通機能などの維持・充実を図る拠点。 対象 せんげん台駅、大袋駅、北越谷駅、蒲生駅周辺。
	文化教育創造拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 行政機能や文化機能、商業・業務機能、医療・福祉・子育て支援機能、教育・研究機能など、多様な都市機能が集積する市北部の拠点。 対象 西大袋地区周辺(西大袋土地区画整理事業地は、生活拠点としての役割も担う)。
	観光・交流拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 市内外からの広域的な利用にも対応した、本市の観光・交流を支える拠点。 対象 越谷レイクタウン駅周辺(越谷レイクタウン駅周辺は、生活拠点としての役割も担う)、越谷総合公園及び越谷いちごタウン周辺。
	産業拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 産業振興を支える工業・流通機能が集積する拠点。 対象 流通業務地区、荻島地区。
	緑・親水拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 水と緑を活かしたスポーツ・レクリエーションや憩いの場として、市民の健康と交流を支える拠点。 対象 越谷総合公園、しらこぼと運動公園、出羽公園、平方公園、県民健康福祉村、大吉調節池、大相模調節池。
	医療拠点 	<input checked="" type="checkbox"/> 高度な医療機能を有する、市民の医療・福祉を支える拠点。 対象 市立病院周辺、獨協医科大学埼玉医療センター。
軸	都市連携軸 	<input checked="" type="checkbox"/> 周辺都市や市内の各拠点をつなぎ、人やモノの円滑な移動を支える鉄道や道路によるネットワーク。 対象 鉄道や主要な道路。
	水と緑の軸 	<input checked="" type="checkbox"/> 都市に潤いを与え、市民の憩いの場や生態系の確保の場となる河川や緑道によるネットワーク。 対象 主要な河川や水路。
ゾーン	市街地ゾーン 	<input checked="" type="checkbox"/> 質の高い市街地形成を図り、都市機能と人口密度の維持・充実を図るゾーン。 対象 市街化区域に指定されている市街地。
	農地・集落ゾーン 	<input checked="" type="checkbox"/> 無秩序な市街化の拡大を抑制しつつ、農地の保全や既存集落の良好な生活環境の形成を図るゾーン。 対象 市街化調整区域の農地及び既存集落。



都市機能と人口密度が維持・充実した質の高い市街地を確保しながら、区域区分制度に基づいたメリハリのある土地利用を推進します。

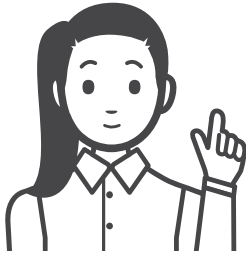
また、これまでに形成されてきた市内における様々な拠点の維持や機能強化に努めながら、これらが道路網や公共交通網など多様なネットワークによって有機的に連携した都市づくりを推進します。

■将来都市構造図(イメージ)



第3章 都市づくりの方針

1 土地利用の基本方針



人口減少や少子高齢化が進む中、土地需要やライフスタイルの変化に対応した都市づくりや、水害などの自然災害に備えた都市づくりの重要性が高まっています。そのため、**多面的な機能を有する農地の保全に努めながら、無秩序な市街地の拡大の抑制を図り、質が高くメリハリのある土地利用を推進します。**

また、市街化区域では、鉄道駅を中心に商業・業務系、住居系の土地利用による市街地が形成され、その周辺の市街化調整区域では、集落系、農業系の土地利用が図られており、都市と自然が調和した都市構造の素地が整っているため、これらの土地利用を活かしながら、持続可能な都市として維持・成長していけるよう**集約連携型都市構造**の実現を目指します。

■用途別土地利用方針一覧

(1) 区域区分の基本方針

①市街化区域の基本方針

②市街化調整区域の基本方針

(2) 用途別土地利用方針

①商業・業務系土地利用

②工業・流通系土地利用

③住居系土地利用

④集落系土地利用

⑤農業系土地利用



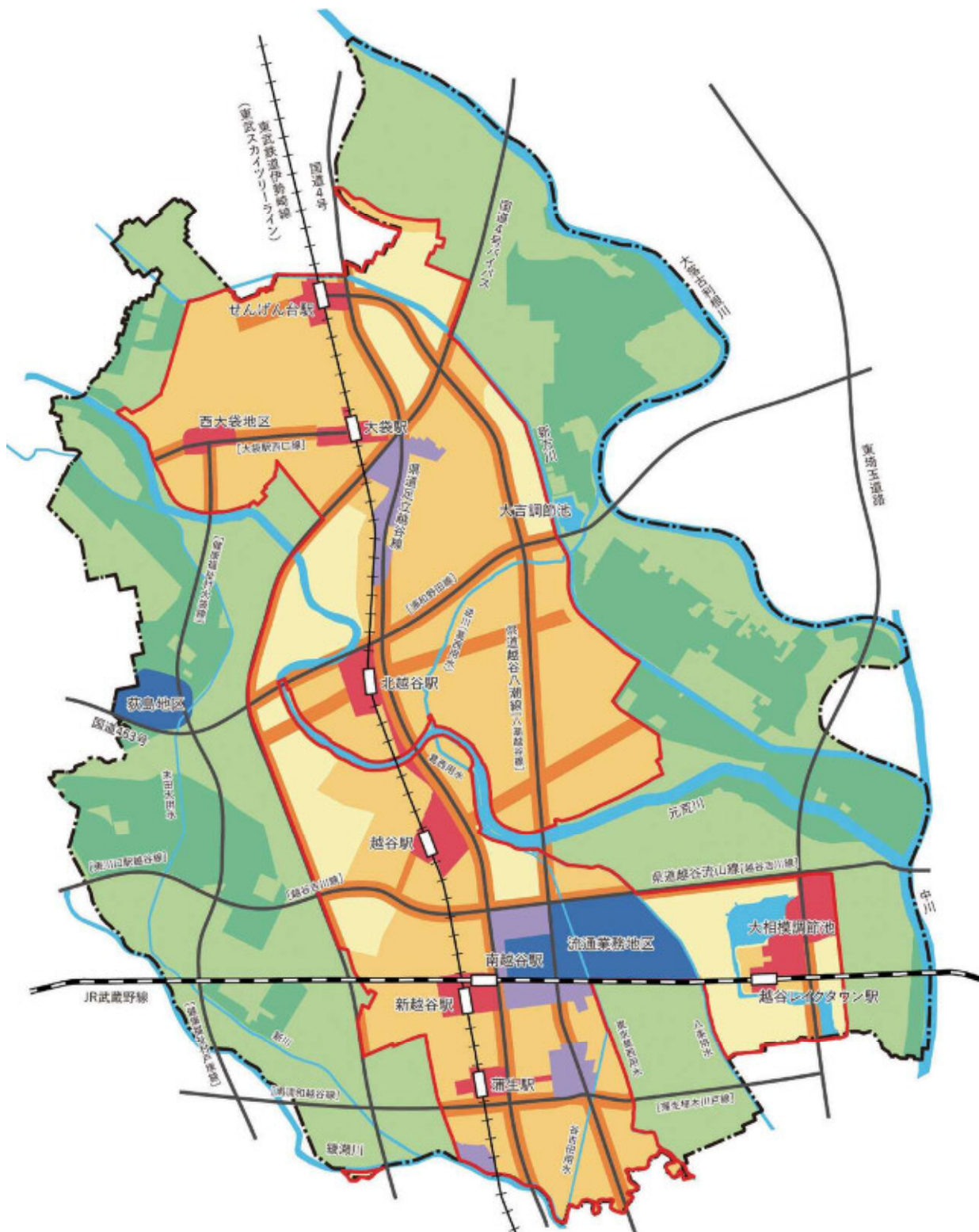
市街化区域と市街化調整区域



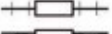
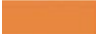
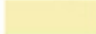








暮らしやすいまちになるように、土地利用の“質”を高めていくための取組が重要になるね。




区分		土地利用方針	想定される主な土地利用	イメージ図
商	商業業務エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点等を中心として、商業・業務機能など多様な都市機能を維持・充実し、にぎわいの創出や地域の活性化を図る。 ○生活拠点を中心として、商業・業務、医療・福祉・子育て支援機能などを維持・充実し、生活利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・大規模店舗 ・商店街 ・事務所 ・ホテル ・マンション、アパート 	
	沿道エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路等の沿道サービス機能や商業・業務機能などを誘導し、魅力ある沿道空間の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・店舗 ・事務所 ・ホテル ・マンション、アパート 	
工	産業振興エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○産業拠点において、流通機能の更なる維持・活性化や新たな産業用地の創出を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場 ・倉庫 	
	住工共存エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性を活かし、周辺環境に配慮しながら、産業の振興と就業の場の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場 ・倉庫 ・店舗 ・事務所 ・住宅 	
住	複合住宅エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○密度の高い中高層の住宅を中心として、生活利便性の向上と居住環境との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・店舗 ・事務所 ・マンション、アパート ・住宅 	
	一般住宅エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○低層の住宅やアパートを中心として、良好な居住環境の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設 ・住宅 ・アパート 	
農	集落エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○既存集落や農地を中心とし、営農環境に配慮しながら、既存コミュニティの維持と生活環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家住宅 ・農地 ・農業用施設 	
	農業振興エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○集団的な農地を中心として、優良な農地の保全・活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地 ・農業用施設 	

■土地利用方針図

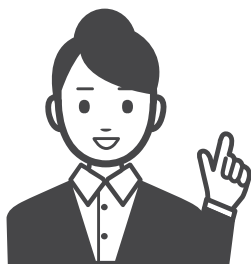


	商業業務エリア		複合住宅エリア		鉄道・駅
	沿道エリア		一般住宅エリア		主要幹線道路
	産業振興エリア		集落エリア		河川・水路・水面
	住工共存エリア		農業振興エリア		市街化区域界
					行政界

N

 0 500 1,000 2,000メートル

※[]内は都市計画道路名称

2 市街地形成の基本方針



人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能な都市として維持・成長していけるよう、都市機能と人口密度が維持・充実した質の高い市街地を将来にわたって維持し、更なるにぎわいの創出を図っていくことが必要となります。

特に、鉄道駅周辺など一定の都市機能が集積した地域では、**市街地の質の向上**や**都市機能の充実**を図るとともに、都市計画制度等を活用した**新たな活力の創出に資する土地利用の誘導**など、市民にとって魅力的で多様なサービスを楽しむことができる市街地形成を目指します。

(1) 良好な居住環境の形成

① 健全な市街地の形成

② 住工混在の解消

(2) 魅力ある商業・業務地の形成

① 都市機能の維持・充実

② 日常生活の利便性確保

(3) 活力ある産業・観光の振興

① 産業・観光エリアの形成

(4) 協働による居住環境の維持・充実

① 地域による居住環境の適正管理・向上



越谷駅東口周辺の市街地

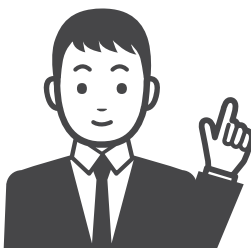


良好な居住環境

にぎわいや魅力があふれ、日常生活を便利に過ごせるまちづくりに向けて、地域の特徴を活かした拠点づくりが重要だね。



3 交通体系の基本方針



本市が目指す集約連携型都市構造の実現のためには、道路網及び公共交通網の維持と更なる充実を図るなど、持続可能な都市のネットワークの形成が必要です。

通勤・通学などの**広域的な移動**から、歩ける範囲の**日常的な移動**まで、誰もが安全で快適に利用できる**交通体系**の構築を目指します。

(1) 都市の発展を支える道路網の形成

① 道路整備によるネットワーク形成

② 道路環境の適正管理と改善

③ 安全で快適な道路環境の形成

(2) 市民生活を支える公共交通網の形成

① 公共交通の維持・充実

② 交通結節点の機能強化

③ 公共交通の利用促進

④ 公共交通網の改善・新設

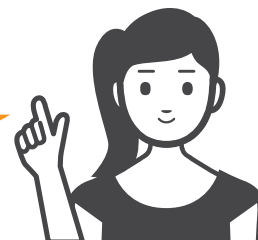


都市計画道路大袋駅西口線



ゾーン30の指定道路

子どもから高齢者まで、誰もが安全に利用できて、移動しやすい道路網と公共交通網を形成していくことが大切だね。公共交通を維持していくためには、住民が積極的に利用していくことも重要だね。



交通体系方針図





水辺空間や緑地空間は、良好な都市環境や多様な動植物の生息・生育空間を形成する重要な要素であることから、自然と調和した暮らしをしていくうえで、これらを保全・創出していくことが必要です。本市の特徴である河川・水路沿いにある緑道などと公園、街路樹、農地、樹林地などの緑をつなぎ、水と緑にふれあえるネットワークの形成を推進します。

また、公園や緑地は、日常生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間であると同時に、環境保全及びコミュニケーションの場となるほか、災害時には一時的に避難できるオープンスペースとなることから、施設の充実や適正な維持管理を図り、利用・活用を推進します。

(1) 水と緑のネットワーク形成

① 水と緑のネットワークの充実

② 緑道の整備・充実

③ 水辺空間の保全・活用

(2) 集い憩える公園づくり

① 公園の充実

② 公園の維持管理

③ 公園の利用・活用の推進

(3) 身近な緑の管理・保全

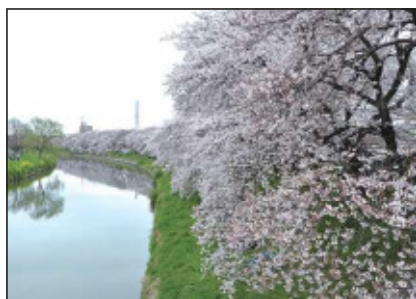
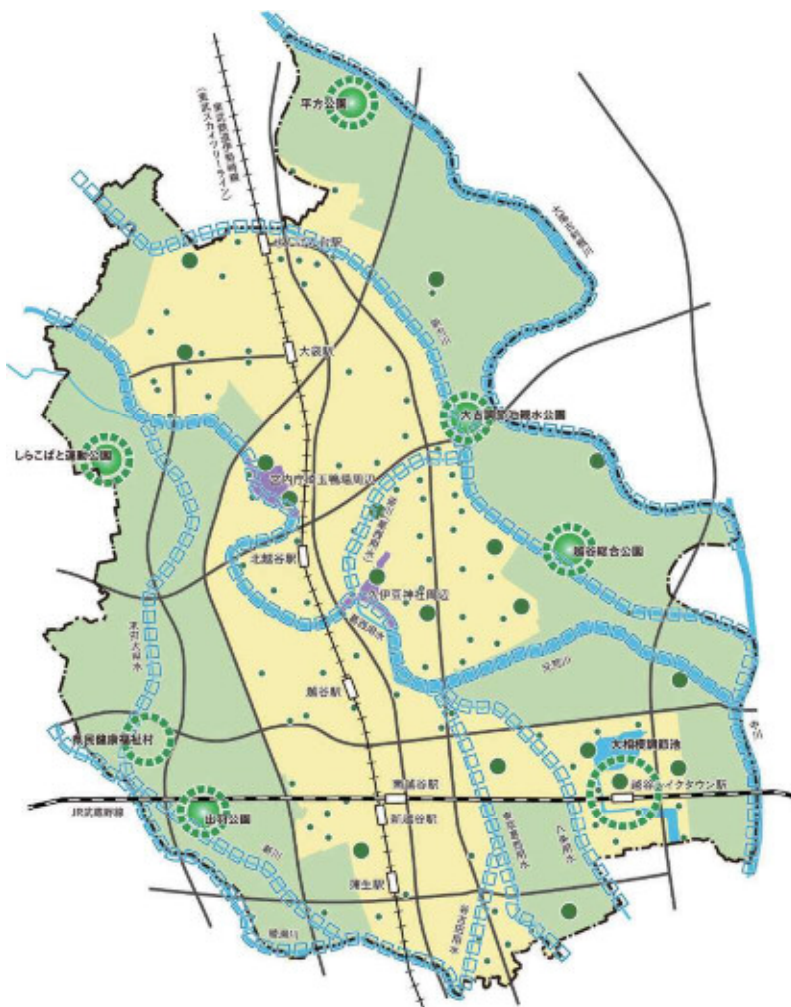
① 緑地等の管理・保全

② 街路樹の管理・保全

③ 農地の保全

④ 緑化の推進

■ 水と緑の方針図



もとあらかわ
元荒川と桜並木

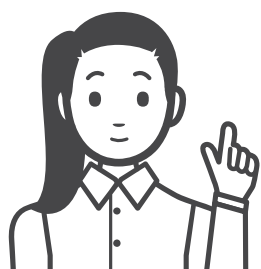


葛西用水渡り



河川や公園・緑地など、水と緑を感じられる身近な空間を、心地よく使えるよう、協力しながら維持・管理していくことで、魅力を高めていくことができるね。

5 都市環境の基本方針



人と環境にやさしい都市の実現に向け、環境負荷の低減に寄与する水と緑の保全・活用や公共交通の利用促進、再生可能エネルギーの導入など**環境に配慮した都市づくり**を推進し、将来にわたって持続可能な都市環境の形成を目指します。

また、本市の特徴である水と緑の良好な自然景観や街並み景観、歴史的景観を、多様な主体と連携・協働しながら守り創り育て、**調和した魅力ある越谷らしい景観形成**を推進します。

更に、人口減少や少子高齢化に対応し、**誰もが暮らしやすい都市づくり**を推進するとともに、質の高い市民サービスの継続的な提供と安定した都市経営の観点から、**既存ストックの計画的な維持管理と機能の強化**を推進します。

(1) 環境に配慮した都市づくりの推進

① スマートシティの実現

② 循環型都市づくり

③ 生物多様性の確保

(2) 越谷らしい景観形成の推進

① 地域資源を活かした景観づくり

② 魅力を高める景観づくり

③ 守り創り育てる景観づくり

(3) 福祉の都市づくりの推進

① 暮らしやすい都市づくり

② 医療・福祉機能の充実

(4) 都市施設の適正管理

① 上水道の適正管理

② 下水道の適正管理

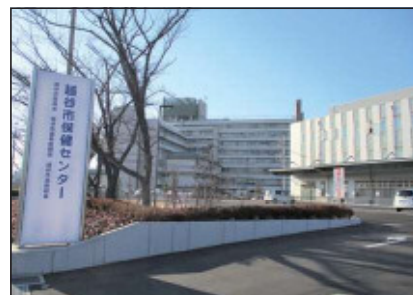
③ その他都市施設の適正管理

(5) 公共施設等の適正管理

① 公共施設等の適正化と活用



しらこぼと橋(公共施設の景観)



保健センターと市立病院



葛西用水と白さぎ



越谷市役所新庁舎

持続可能な都市として成長していくためには、現在ある施設や地域の魅力などを活用しながら、地球環境にも配慮していく必要があるだね。

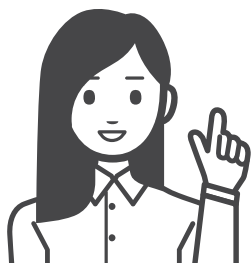


SDGs(持続可能な開発目標)とは？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの15年間の国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指しています。

■SDGsの17のゴール





気候変動により頻発・激甚化した台風や大雨、大規模地震などの自然災害に備え、まちの強靱化に向けて、災害に強い都市づくりの重要性が高まっています。市民や来訪者の生命や財産を守ることができるよう、「越谷市地域防災計画」を踏まえながら、多様な主体との連携・協働による水害対策や防災体制の強化など**防災・減災に向けた総合的な取組**を推進します。

また、市民が安心して暮らし続けることができるよう、**ハード・ソフトの両面から防犯対策**を推進し、安全・安心な都市づくりを目指します。

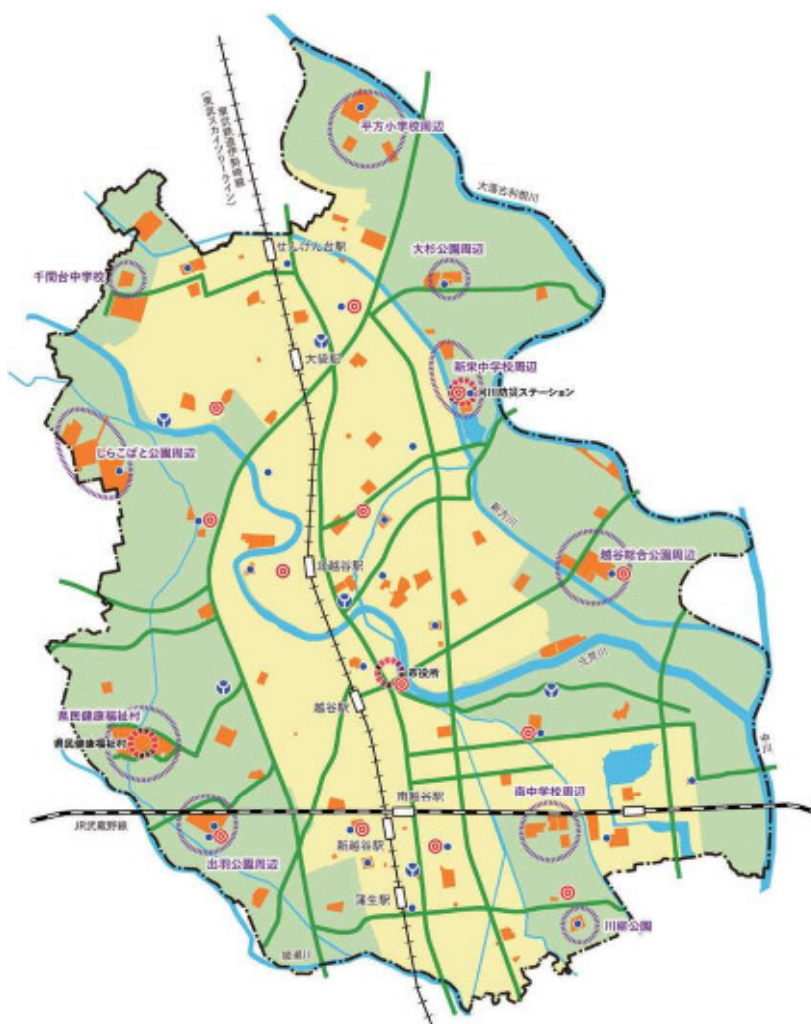
(1) 防災・減災対策の推進

- ① 災害に強い都市づくり
- ② 災害・防災情報の充実
- ③ 協働による地域防災力の強化

(2) 防犯対策の推進

- ① 防犯の視点を取り入れた環境づくり

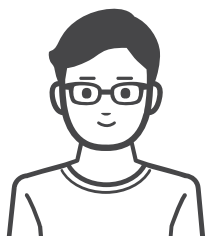
■安全・安心の方針図



災害に備えた訓練の様子



水防バトロールの様子



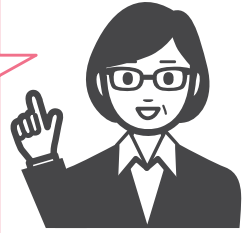
市民・就業者・観光客など、誰にとっても安全・安心な都市を目指して、自然災害への備えや防犯対策をみんなで取り組んでいくことが重要だね。

第4章 地区づくりの方針

地区の将来像

13のコミュニティ区域ごとに展開されている「地区からのまちづくり」を踏まえ、13地区ごとに「地区づくりの方針」を示しています。

地区が描いた「地区の将来像」のもと、各地区の特性を活かした「方針」や、今後の具体的な取組となる「主な施策」、これらをイメージ化した「地区づくり方針図」を示しています。



1 桜井地区

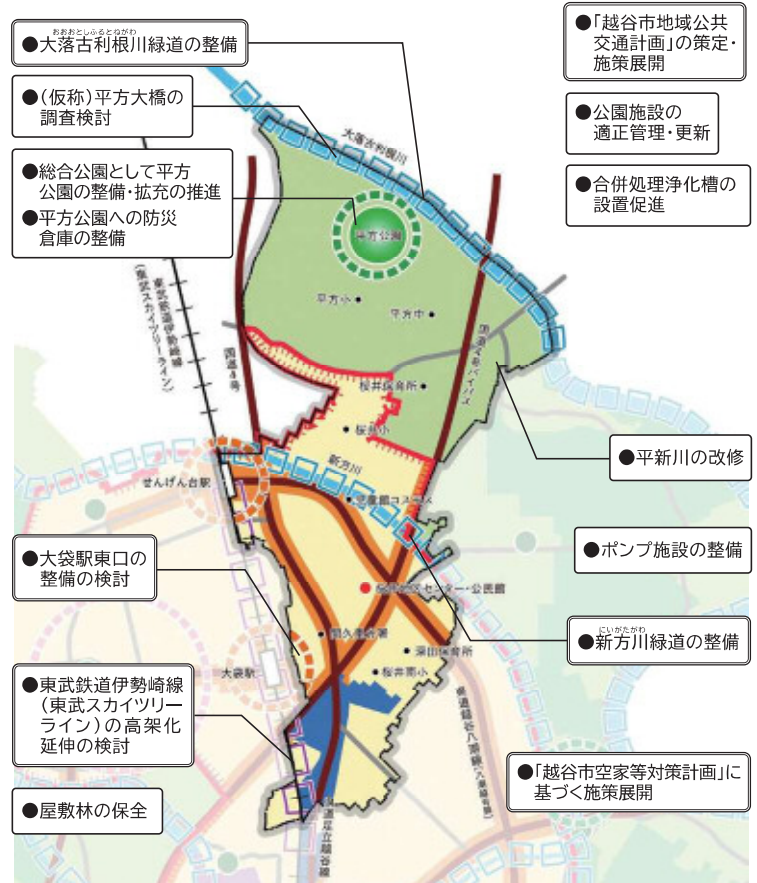
- 方針1 暮らしやすい居住環境づくり
- 方針2 豊かな水辺と農地の保全・活用
- 方針3 防災力の高い地区づくり



おおとしふるどねがわ 大落古利根川と屋敷林



平方公園



2 新方地区

方針1 利便性の高い
交通環境づくり

方針2 地域資源を活かした
魅力づくり

方針3 安全性を高める
地区づくり



大吉調節池親水公園



田園風景



3 増林地区

方針1 魅力ある
居住環境づくり

方針2 安全で快適な
交通環境づくり

方針3 水と緑を活かした
環境づくり

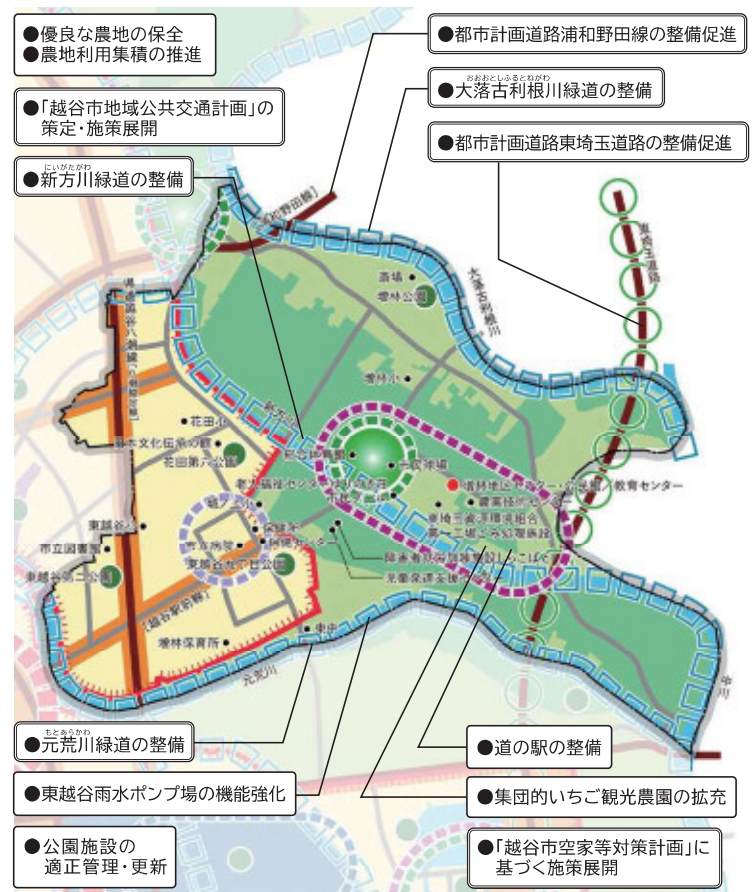
方針4 災害に備えた地区づくり



保健所



越谷いちごタウン



4 大袋地区

- 方針1** 利便性の高い市街地づくり
- 方針2** 円滑な交通環境づくり
- 方針3** 水と緑を活かした環境づくり
- 方針4** 安全・安心な地区づくり



西大袋調整池



大袋駅東口



5 荻島地区

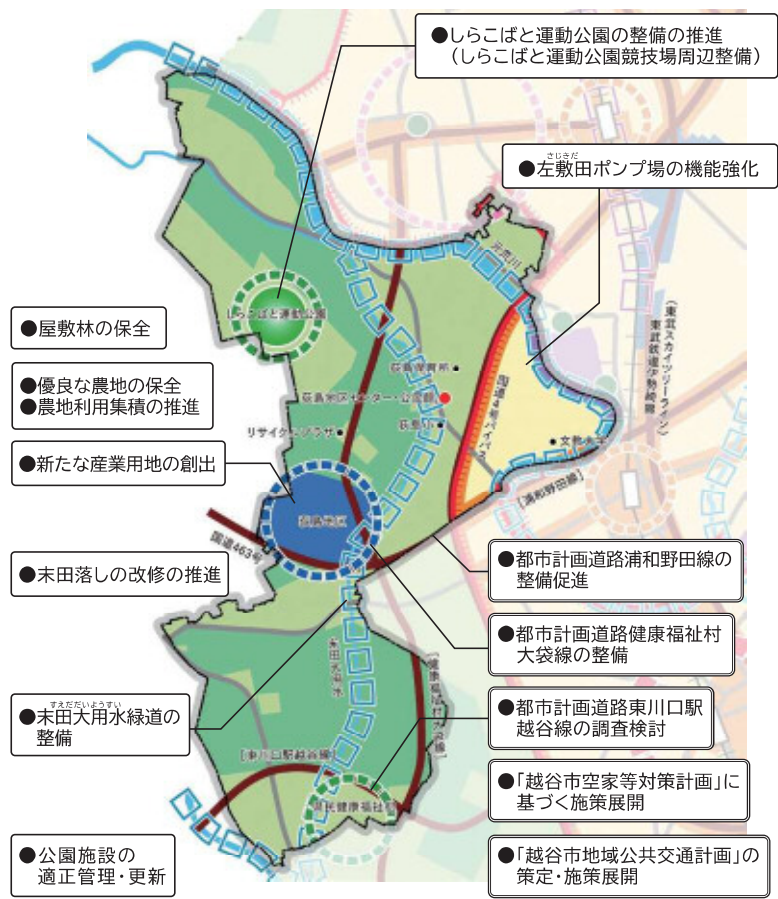
- 方針1** 暮らしやすい居住環境づくり
- 方針2** 利便性と活力を高める地区づくり
- 方針3** 水と緑を活かした環境づくり
- 方針4** 安全・安心な地区づくり



子ども農業体験



しらこぼと運動公園



6 出羽地区

方針1 暮らしやすい
居住環境づくり

方針2 利便性と安全性を
高める環境づくり

方針3 豊かな水辺と
農地の保全・活用



もとあらかわ
元荒川緑道



出羽公園



7 蒲生地区

方針1 暮らしやすい
居住環境づくり

方針2 にぎわいのある
魅力的な地区づくり

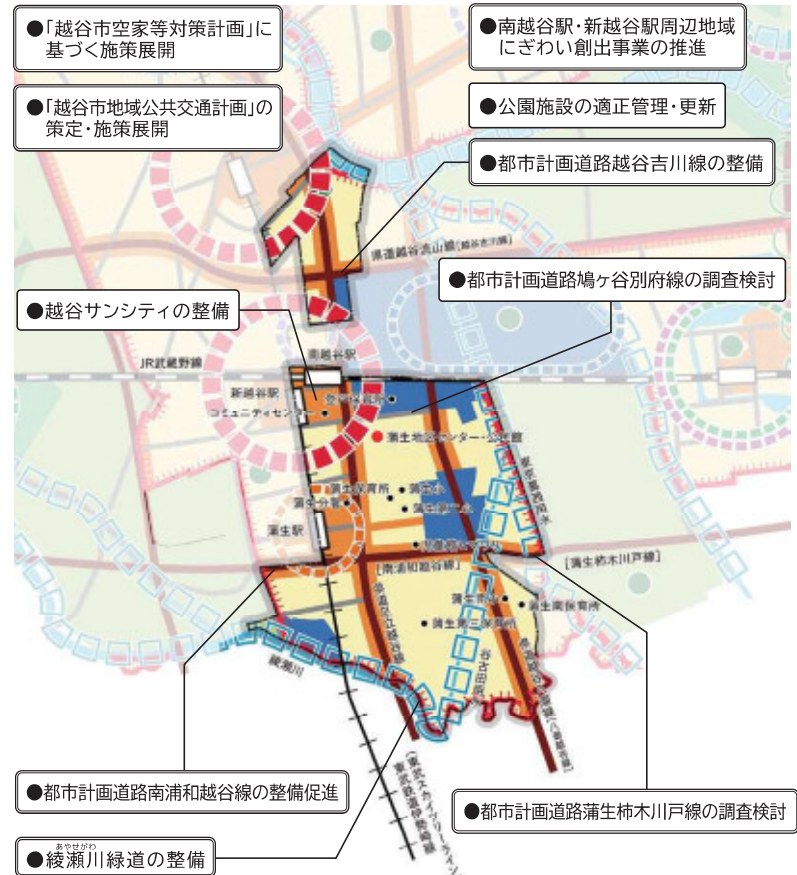
方針3 安全・安心な地区づくり



蒲生商店街



谷古田河畔緑道



8 川柳地区

方針1 暮らしやすい
居住環境づくり

方針2 地域資源を
活かした魅力づくり

方針3 安全で快適な
交通環境づくり

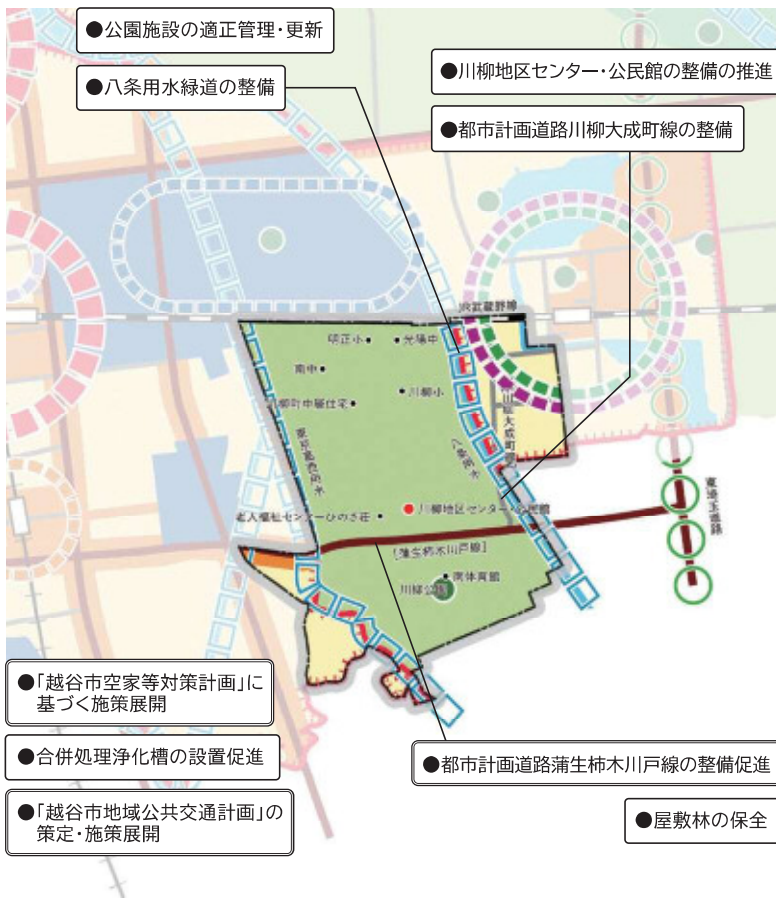
方針4 防災力の高い地区づくり



川柳公園



東京葛西用水緑道



9 大相模地区

方針1 魅力と活力あふれる
地区づくり

方針2 安全で快適な
交通環境づくり

方針3 水と緑と農地の
保全・活用

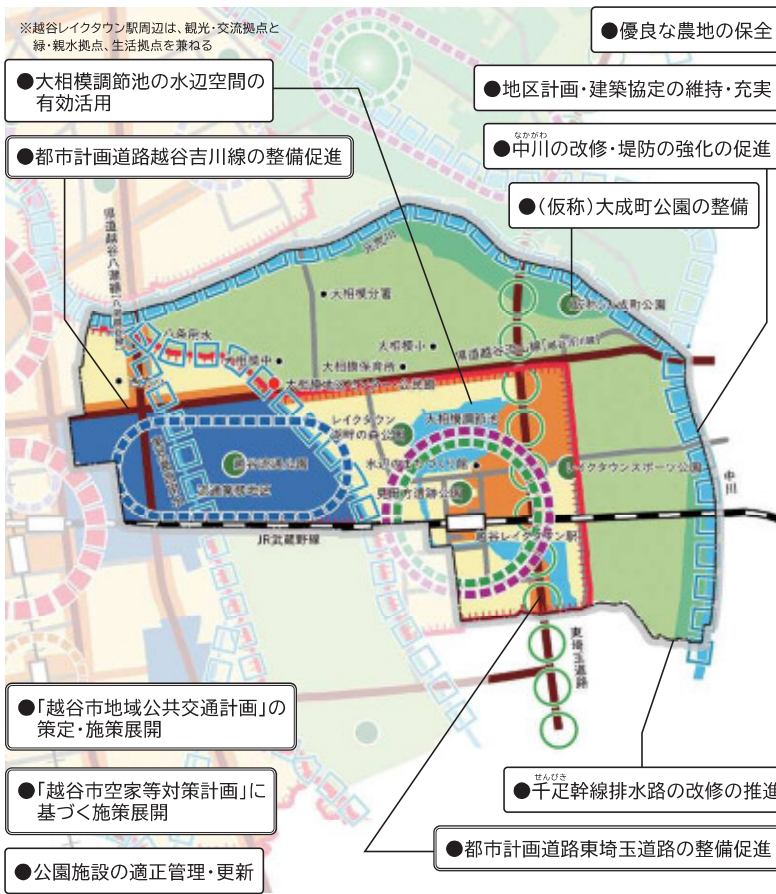
方針4 安全・安心な地区づくり



八条用水緑道



レイクタウンの街並み



10 大沢地区

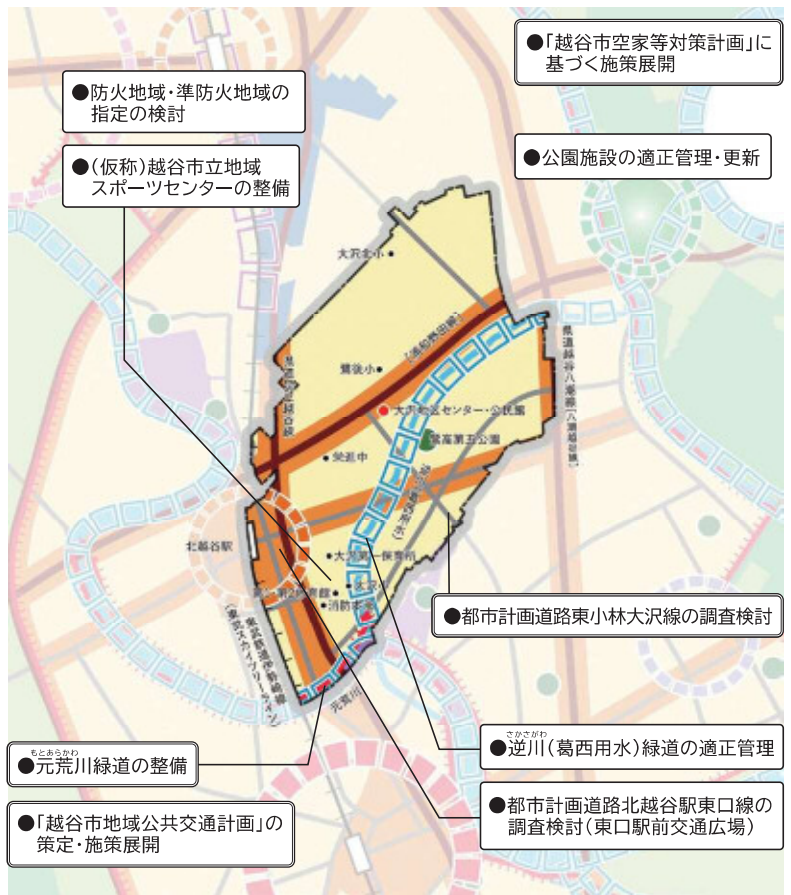
- 方針1** 便利で健康に暮らせる地区づくり
- 方針2** 地域資源を活かした魅力づくり
- 方針3** 快適に利用できる交通環境づくり
- 方針4** 安全・安心な地区づくり



さぎたか 鷺高第五公園(キャンベルタウン公園)



さかさかわ 逆川(葛西用水)緑道



11 北越谷地区

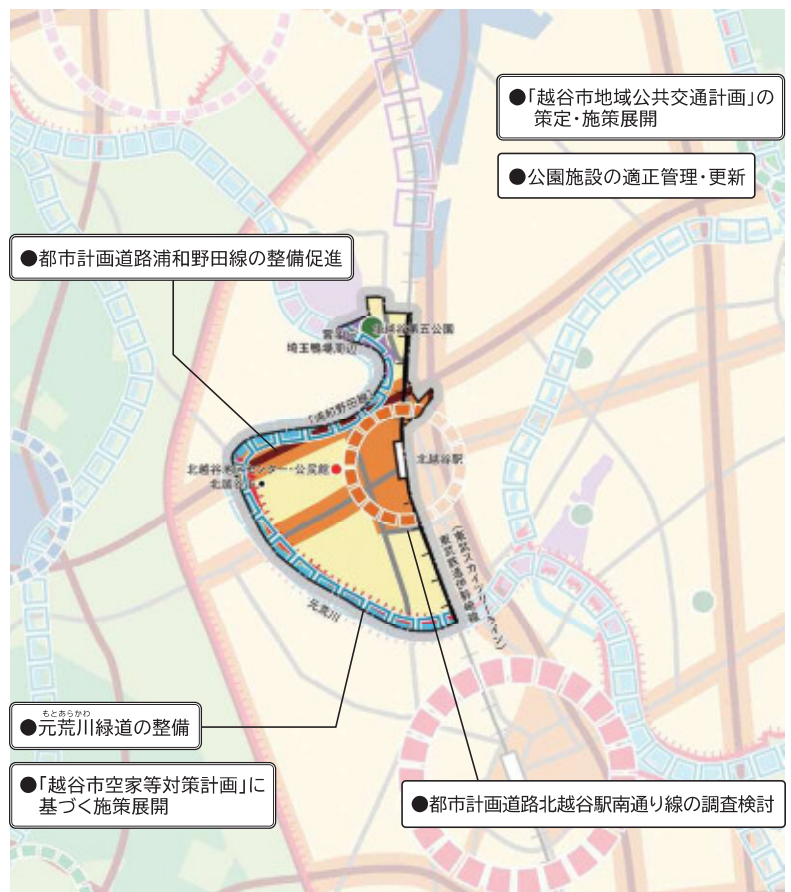
- 方針1** 駅周辺のにぎわいある地区づくり
- 方針2** 水と緑を活かした環境づくり
- 方針3** 安全・安心な地区づくり



もとあらかわ 元荒川



北越谷第五公園



12 越ヶ谷地区

方針1 魅力と活力ある
居住環境づくり

方針2 豊かな水辺と
緑の保全・活用

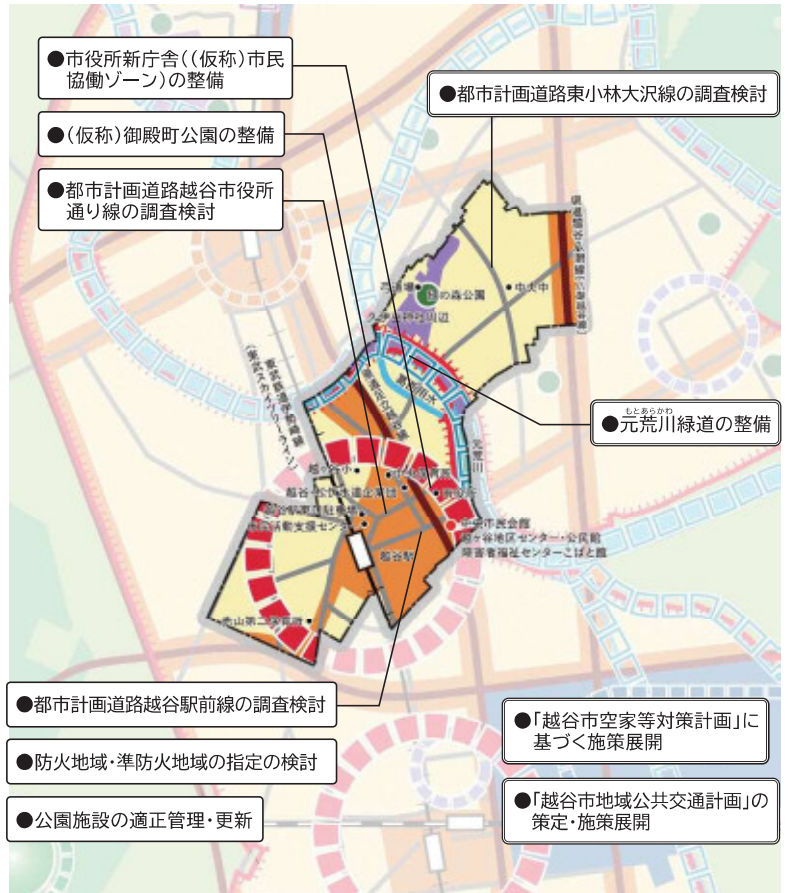
方針3 安全・安心な地区づくり



旧日光道中(旧日光街道)沿いの
古民家複合施設 はかり屋



緑の森公園



13 南越谷地区

方針1 にぎわいを生み出す
地区づくり

方針2 水と緑を活かした
環境づくり

方針3 快適に利用できる
交通環境づくり

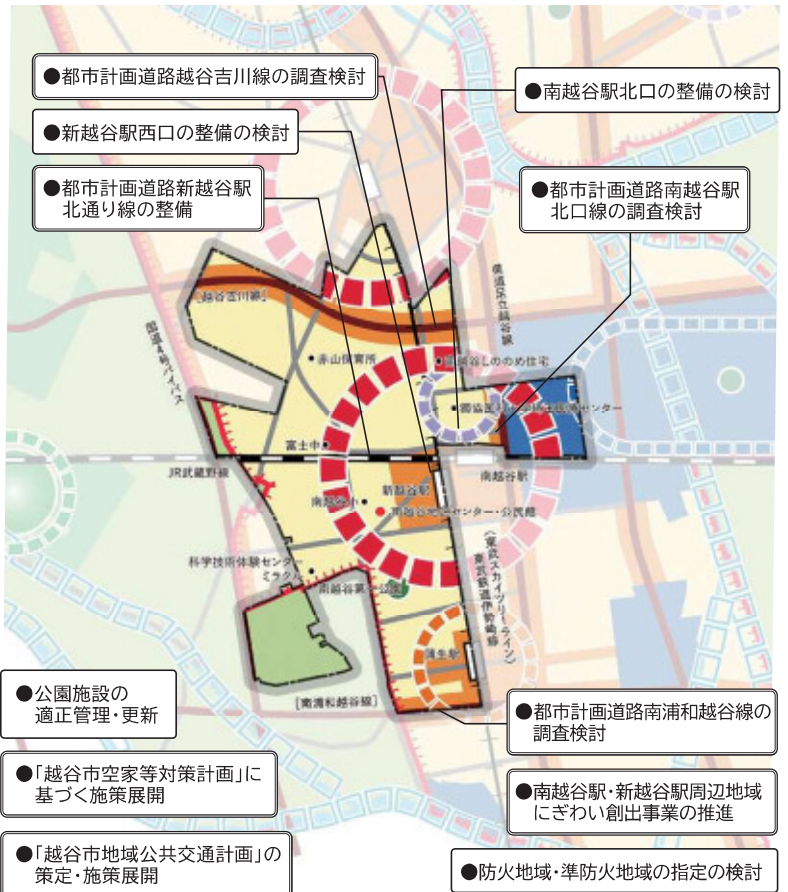
方針4 防災力の高い地区づくり



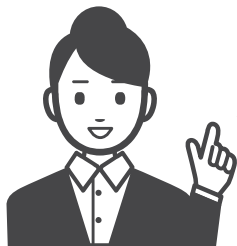
新越谷駅西口



南越谷第一公園



第5章 都市づくりの推進に向けて



これからの都市づくりは、様々な分野との相互連携を図りながら、多様な施策・事業を展開し進めていくことになります。

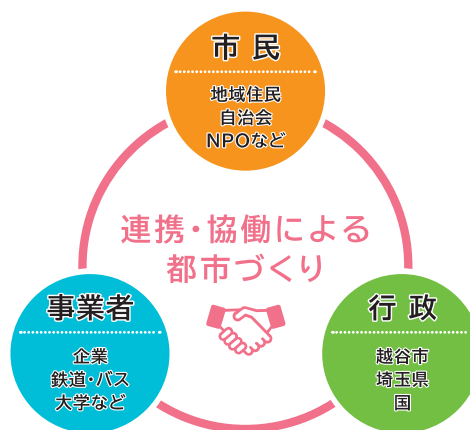
本計画は、都市の将来像や方針を実現していくために、以下に示す3つの基本的な考え方を念頭におきながら都市づくりを推進していきます。

(1) 推進方策

1 連携・協働による都市づくり

市民、事業者、行政など、多様な主体との連携・協働を図りながら、地域が参画した都市づくりの取組を進めます。

- ①多様な主体との連携・協働
- ②地域が参画した都市づくり



■地域が参画した都市づくりのイメージ

市民・事業者	行政
<p>地域の現状や課題を知る</p> <p>災害に強いまちにしたい！ 大雨に備えて何ができるかな？ 花壇がきれい！誰が管理しているのかな 不審者や事件が心配</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 都市づくりに関する情報提供</p>
<p>都市づくりを考える</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 住民や事業者同士で集まって都市の魅力や課題、目標などを共有しましょう。</p> <p>水と緑が身近なまちにしたい 交通の利便性のよいまちだ</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 活動への参加・体制づくり支援</p>
<p>ルールをつくる・制度をつかう</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ルールづくりや法令に基づく制度等の活用についてみんなで検討しましょう。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ルール化に向けた相談・手続き</p>
<p>都市づくりに参加する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> みんなで設定したルールや制度に基づいて、実践可能な活動に継続的に取り組みましょう。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ルール等の適正運用、活動支援</p>

目指す都市の実現へ

2 効果的・効率的な都市づくり

質の高い市民サービスの推進や新たな魅力の創出を図るため、推進体制の充実や、民間の能力の活用を図るとともに、様々な都市づくりの手法を活用しながら、効果的・効率的な都市づくりの取組を進めます。

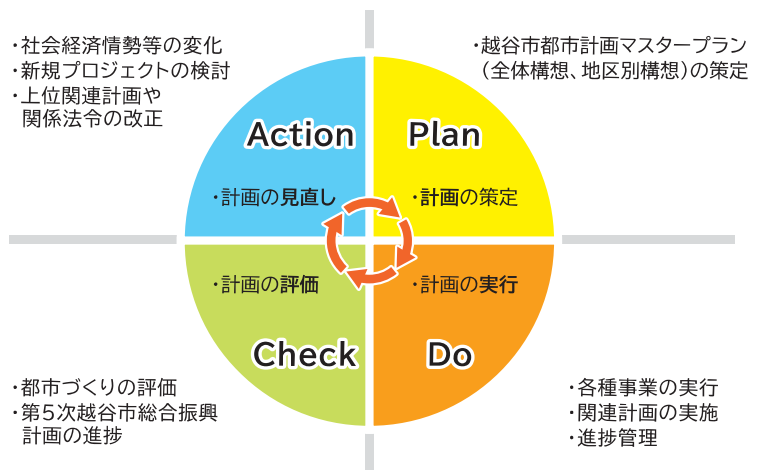
- ①推進体制の充実
- ②民間の能力の活用
- ③都市づくり手法の活用



3 実効性の高い都市づくり

PDCAサイクルの考え方に基づき、施策・事業の進捗状況を継続的に確認しながら、適正な計画の進行管理と柔軟な見直しによる、実効性の高い都市づくりの取組を進めます。

- ①適正な進行管理
- ②計画の柔軟な見直し



(2) 都市づくりの評価

本計画で掲げた将来像に関連する施策の「評価指標」を設定し、都市づくりの効果を定量的に評価します。

- 【評価指標の例】
- ・定住意向の高まり
 - ・公共交通の満足度
 - ・自主防災組織のカバー率
 - ・市民の愛着度
 - ・市街化区域内の人口密度
 - ・観光入込客数 など



越谷市を、もっと魅力的で、暮らしやすい都市にしていくためには、市民・事業者・行政が手を取り合って、協力していくことが大切なんだね。

自分たちが暮らすまちに興味を持って、自分ができることからひとつずつ取り組んでいこう！



越谷市都市計画 マスタープラン [概要版]

令和3年(2021年)3月

発行 越谷市
〒343-8501埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-964-2111(代表)

編集 越谷市 都市整備部 都市計画課